

令和7年度 DX 基礎研修業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度 DX 基礎研修業務委託

2 業務の目的

印西市（以下、本市）は、都市部からの人口流入が千葉ニュータウン区域を中心に続いている一方で、少子高齢化をはじめとする都市課題が顕在化すると同時に、市民ニーズの多様化や行政サービスの高度化要求が増加している状況にある。その解決に向けて、効率的かつ効果的な行政運営を実現するために、総合計画などを通じた政策立案が進められているものの、複雑多様な課題に対応するには、より抜本的なデジタル技術の活用が求められている。

その一方で、本市庁内においてはデジタルトランスフォーメーション（DX）による業務効率化や市民サービス向上に寄与する施策を進める上で、職員のデジタル技術に対する理解の不足や、デジタルを活用した業務改革のための組織風土が醸成されていないことが課題となっている。この状況の克服には、職員一人ひとりがDXの基本的な考え方やデジタル技術の活用方法を理解し、新たな技術を活用した取組みへの参加意識を向上させることが必要不可欠である。

このような背景から、職員の行政改革に対する「変わり続ける」ことが当たり前のマインドや組織風土の醸成を図るとともに、DXリテラシーを向上させ、それにより行政内部の業務効率化や市民サービスの質的向上を目指す。この目的を実現するために、令和7年度においては、外部機関によるDX研修の企画・実施を委託し、組織全体でのDX推進に寄与する職員育成を実現する仕組み作りに取り組むものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで（本市と受託候補者の協議により、委託終了日を確定するものとする。）

4 委託業務の内容

本業務の概要は、下図の（１）～（３）を想定しているが、受託候補者の提案内容に基づき本市と受託候補者の協議により、業務内容を確定するものとする。

(1) 研修内容の企画・設計

- ① 「DX リテラシー講座」（全職員向け）および「階層型研修」（管理職・係長級向け）を実施するための具体的なカリキュラムを企画・設計する。
- ② 研修内容は、「DX リテラシー講座」においては基礎的な DX リテラシー習得を目的とし、階層型研修については業務改善の流れの理解とともに、DX 活用の実践的なスキル、職場の問題・課題解決の手法習得を通じたマネジメント能力の向上を目的とする。
- ③ 研修対象者の属性や市役所での業務特性を踏まえた DX にかかわるスキル定義およびそれに応じた研修の詳細設計を実施し、組織のニーズに対応した形で研修を提供する。
- ④ 本市担当部門とのコミュニケーション体制を構築し、連携しながら設計を進める。

(2) 研修の実施

- ① 「DX リテラシー講座」は、職級によらず市役所職員を対象に以下の 2 種類を実施する。

(ア)E ラーニング：全職員（約 750 人）対象

- ② 「階層型研修」は、管理職・係長級を対象職級として、以下を実施する。

(ア)集合型：約 20 人/回 x6 回程度

- ③ 講師派遣・実施、教材準備、日程調整、研修ファシリテーションなどの運営支援を含む。
- ④ 受講者の理解度や業務活用への意欲度を測るための簡易的なテストや事前・事後のアンケートを実施し、効果測定を行う。

(3) 成果の報告書作成

- ① 研修実施後、対象者の受講状況・アンケート結果を含む成果物として報告書を作成する。
- ② 報告書は、研修ごとの実施概要、参加者の反応、評価結果（定量的および定性的分析）をまとめた内容を含む。
- ③ 報告書は、市役所内での DX 活用を前提に、今後の業務活用および追加の DX 研修実施のための提言を含む。

5 成果品

本業務における成果品、仕様及び納入期限は下表のとおりとする。（本市と受託候補者の協議により、納品期限を確定するものとする。）

表 1 成果品

業務名	No	成果品	仕 様	納品期限
(1) 研修内容の 企画・設計	1	提案された研修内容、カリキュラム、教材についての詳細な設計資料	電子データ	研修実施予定日の2週間前まで
	2	各研修の目的、ターゲット層、DX スキル定義、期待する成果を明示した内容	電子データ	研修実施予定日の2週間前まで
	3	研修内容の検討過程に関する記録	電子データ	令和8年3月31日
(2)研修の実施	1	実施した DX 研修の詳細な記録（日時、参加者属性、実施形式、教材内容）	電子データ	令和8年3月31日
	2	各回の参加者数・出席率に関するデータ	電子データ	令和8年3月31日
(3) 成果の報告書作成	1	研修実施後の成果のまとめ	電子データ	令和8年3月31日
	2	研修評価分析（参加者アンケート結果、理解度テスト結果）	電子データ	令和8年3月31日
	3	今後の業務活用および追加の DX 研修実施に向けた提言	電子データ	令和8年3月31日

6 その他

- (1) 成果品の著作権及び所有権は市に帰属する。
- (2) 業務の詳細、日程等については、本市と十分な打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議のうえ決定する。

以上